

契約概要のご説明(フレンド共済21・Ⅱ型)

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いいたします。
- この書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、フレンド共済21普通共済約款をご覧ください。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

共済期間と補償の開始時期について

- ・共済期間は1年とし、補償の開始時期は、共済掛金（分割払いの場合は、初回共済掛金）を払い込んだ月の1日午前零時とします。
- ・共済募集人は、ご契約者と当組合のご契約締結の媒介を行う者で、ご契約締結の代理権はありません。従いまして、ご契約者からのご契約のお申し込みに対して当組合が承諾したときに有効に成立します。

引受条件について

- ・被共済者は加入日現在において、健康で、かつ、正常に就業または日常生活を営んでいる方とします。
 - ・ご加入される方の年齢や当組合の生命系商品にご加入いただいている場合、加入制限があります。
- 詳しくは、取扱代理店または当組合までお問い合わせください。

告知義務について

告知書は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項をご記入いただく書面です。もしも告知書に事実をご記入にならなかったり、ご記入いただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、共済金などのお支払いを受けられないことがあります。なお、お申し込みの内容や告知いただきました内容によっては、健康診断書・医師の診断書などを追加いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

出資金について

組合員資格のある方で、ぐんま共済協同組合の共済に初めてご加入する場合には、1口100円の出資金をお預りいたします。

共済掛金の払込方法

- ・共済掛金の払い込み方法は、全額を払い込む年一括払いと、12回に分けて払い込む分割払いとがあります。
- ・共済掛金収納は初回共済掛金より口座振替によって行います。初回共済掛金は責任開始月（加入月の翌月）の17日（祭日又は休日の場合は翌営業日）に口座振替させていただきます。

業日）、2回目以降の共済掛金は以後毎月17日（祭日又は休日の場合は翌営業日）に口座振替させていただきます。

・死亡および高度障害の共済金をお支払いする場合、1年分の共済掛金のうち分割払いの未納分を徴収させていただくことがあります。

共済金をお支払いできない主な場合

- ・共済契約者・被共済者・共済金を受け取られる方の故意または重大な過失
 - ・被共済者の自殺行為（当初責任開始日後1年以上の場合は、疾病による死亡共済金相当額をお支払いします）・犯罪行為・闘争行為
 - ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ・当初責任開始日後1年以内に悪性新生物、脳疾患、心疾患による死亡または高度障害状態になった場合
 - ・当初責任開始日後3か月以内の疾病による入院
 - ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
 - ・被共済者の出産、または外科的手術その他医療処置によって生じた傷害（ただし、当組合が補償すべき傷害を除きます）
 - ・被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間、酒に酔った状態で自動車等を運転している間、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車等を運転している間の傷害
 - ・被共済者が交通乗用具を用いて競技等をしている間、競技等を行う目的とする場所において競技等に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間の傷害（ただし、当組合が補償すべき傷害を除きます）
- ※なお共済金をお支払いできない主な場合の詳細は、フレンド共済21普通共済約款に記載されておりますのでご確認ください。

クーリングオフについて

クーリングオフ（ご契約のお申し込みの撤回）は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。フレンド共済21・Ⅱ型は、共済期間が1年となっております。クーリングオフの対象外となりますので、あらかじめご了承ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

通知義務等

- ★この商品について、通知義務（ご契約時に告知していただいた項目のうち、危険に関する重要な項目が変更となり共済掛金に変動が生じる場合に通知する義務）はありません。
- ★共済契約者・被共済者様の住所の変更、改姓等、契約申込書記載時の内容に変更が生じた場合はすみやかに取扱代理店または当組合までご連絡ください。

共済掛金の払込期日等の取扱い

- ★共済掛金の第1回目（初回）の口座振替が不能となった場合には、ご契約は成立しません。2回目以降の口座振替が不能となった場合には、翌月の振替日に翌月分と合わせて2か月分の共済掛金の口座振替を行います。
 - ★2か月分の口座振替が不能の場合には、その不能となった月の翌月の振替日に3か月分の口座振替を行います。この振替が不能の場合には、この月の月末までを猶予期間とします。
- 猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合は、第1回目の払い込み不能月の前月末日にさかのぼり効力を失うものとします。

次のような場合には、共済期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただく場合がございます

- ★著しく共済金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な共済金支払いまたはその請求があった場合

共済金をお支払いする事由に該当したとき

- ★すみやかに取扱代理店または当組合にご連絡ください。共済金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。
- ※共済金を請求する権利は共済金請求の権利が発生した日の翌日からその日を含めて3年を経過したとき、消滅します。

共済契約の失効・解除について

- 以下の1つに該当した場合はご契約が失効・解除します。
- ・被共済者が死亡、または高度障害に該当した場合
- ・同一事故について共済金お支払い総額が高度障害共済金額に達した場合
- ・共済契約者が解約の申し出をされた場合
- ・被共済者が80歳の誕生日月の末日を迎えた場合
- ・共済掛金が所定の期日までに払い込みされない場合
- ・被共済者が、被共済者の資格に違反してご加入したことが判明した場合

★お届けする共済契約証書は内容をご確認のうえ、大切に保管してください

健やかで安心した未来のために

ぐんま共済協同組合

ぐんま生まれ ぐんまで育った ぐんまの人の ぐんま共済

共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

●お問い合わせ、お申し込みは

本 部	前橋市石倉町4-9-10	T E L (027)254-5711
前橋支店	前橋市石倉町4-9-10	T E L (027)254-2755
高崎支店	高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内	T E L (027)362-1899
太田支店	太田市浜町3-6 太田商工会議所会館内	T E L (0276)46-9596
ホームページアドレス		http://www.gunma-kyosai.or.jp/

2014.10 改訂



暮らしの安心ライフプラン

フレンド共済21・Ⅱ型



健やかで安心した未来のために

ぐんま共済協同組合

ぐんま生まれ ぐんまで育った ぐんまの人の ぐんま共済

掛金がお手頃で安心の入院補償!!

フレンド共済21・Ⅱ型

暮らしの安心ライフプラン

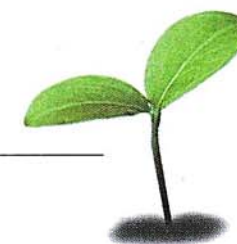
掛金 4歳以上70歳未満

月額 2,500円

掛金 70歳以上80歳未満

月額 1,500円

この共済は、被共済者が交通傷害・傷害・疾病によって死亡または高度障害が生じた場合、交通傷害または傷害により後遺障害が生じた場合、交通傷害・傷害・疾病により入院した場合に共済金をお支払いします。



○商品の特長

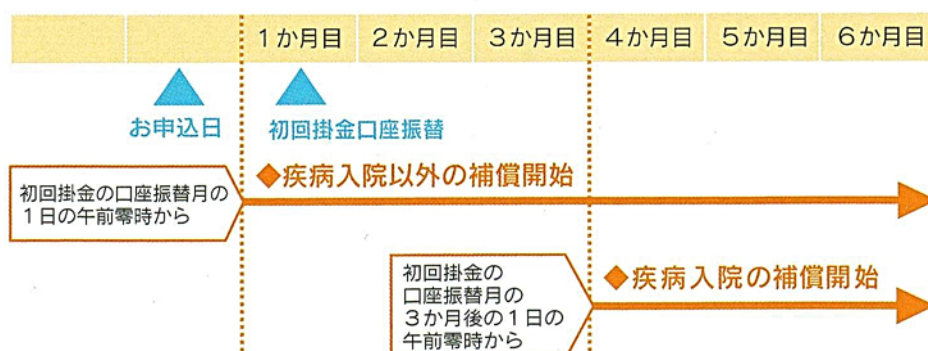
1. 最高1日12,000円の高額な入院補償。(交通傷害による入院で55歳未満の場合)
2. 1日の入院でも共済金をお支払いします。(交通傷害と傷害の場合)
疾病による入院共済金は、連続5日以上入院が生じた場合、初日からお支払いします。
3. 被共済者が入院中に補償年齢群を超えたとき、超える前の入院共済金をお支払いします。
また、入院中の被共済者が80歳の誕生日月の末日を超えたことにより更新継続ができない場合でも所定の入院共済金をお支払いします。
4. 共済掛金は初回から口座振替となります。
5. 新規ご加入は、責任開始月現在で4歳以上79歳未満の方となります。
6. 最終満期は80歳の誕生日月の末日となります。
7. 健康告知書の審査によってご加入できます。

○ご加入に際して

- 補償の開始は初回掛金を払い込んだ月の1日午前零時となります。
- 共済期間は1年間です。(翌年以降は自動更新されます)

○「補償の開始」について

お申込日の翌月に初回掛金をご指定の口座から口座振替させていただきます。
・口座振替が行えた場合、契約は成立します。口座振替が行えなかった場合、契約は成立しません。



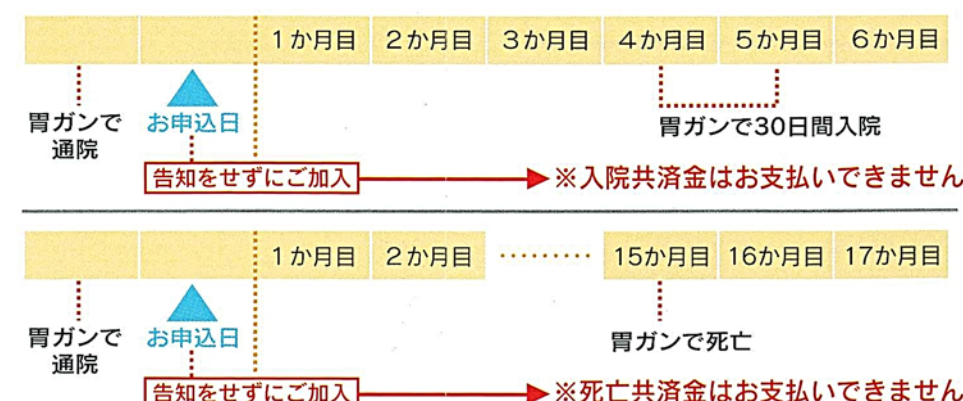
○補償の内容

補償内容	月額共済掛金	2,500円				1,500円	
	年齢区分	4歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上 80歳未満
入院	交通傷害のとき (1日目から120日限度)	12,000円	8,000円	5,000円	3,500円	3,000円	3,000円
	傷害のとき (1日目から120日限度)	7,000円	5,000円	4,500円	3,500円	3,000円	2,500円
	疾病のとき (連続して5日以上入院したとき) (初日にさかのほり120日限度)	5,200円	3,300円	2,000円	1,500円	－	－
死亡 高度障害	交通傷害のとき	100万円					
	傷害のとき	100万円					
	疾病のとき	50万円			30万円	20万円	8万円
後遺障害	交通傷害のとき	3.5万円～100万円					
	傷害のとき	3.5万円～100万円					

※疾病による入院の場合は、当初責任開始日後3か月以内の入院開始はお支払いできません。
※当初責任開始日後1年以内に悪性新生物、脳疾患、心疾患によって死亡または高度障害状態になった場合、共済金はお支払いできません。
※入院共済金は、1入院120日、1共済期間通算120日、通算700日を限度とします。
※後遺障害共済金のお支払いの場合、同一事故において後遺障害が2つ以上ある場合には、その各々の後遺障害の該当する等級の共済金の合算額をお支払いします。
(ただし、100万円を限度とします)

○健康告知について

健康告知は重要な事項です。以下のような場合は共済金をお支払いできません。



○共済掛金と払込方法

共済掛金は以下のとおりです。

契約年齢	年額・共済掛金	月額・共済掛金
4歳以上70歳未満	30,000円	2,500円
70歳以上80歳未満	18,000円	1,500円

(積立金はありません)

- 共済掛金の払い込み方法は、年一括払いと月払いとがあります。
- 共済掛金収納は初回共済掛金より口座振替によって行います。初回共済掛金は責任開始月(加入月の翌月)の17日(祭日又は休日の場合は翌営業日)、2回目以降の共済掛金は以後毎月17日(祭日又は休日の場合は翌営業日)に口座振替させていただきます。
- 死亡および高度障害の共済金をお支払いする場合、1年分の共済掛金のうち分割払いの未納分を徴収させていただくことがあります。